

林則徐『畿輔水利議』補遺考

森 田 明

に加える必要はないが、『畿輔水利議』の作成から提議、さらにはその刊行に至る一連の過程や経緯、あるいはその動機などに目的（意図）等については、旧稿においては十分ふれることができなかつたので、この点を中心に補遺的な考察を行うことにしたい。

一

ところで、『畿輔水利議』とは、数少ない林則徐の専著の一つで、清末、光緒二年（一八七六）福州で公刊された畿輔地域^①直隸省における水利営田計画案である。この計画案は林則徐の熱心な提議にもかかわらず、結局政策として具体化されず、日の目を見ることなく終わったのであるが、今日まで『畿輔水利議』として伝えられているものである。

表題の林則徐の『畿輔水利議』については、すでに一九七五年に「林則徐の『畿輔水利議』について」と題する拙稿を発表したことがある。⁽¹⁾そこでの考察が不十分であつたこともあるが、その後今日までかなりの時間が経過しており、その間ににおいて、林則徐に関する研究も大きく進展した。特に一九九〇年代に入つて、中国において相次いで彼の伝記や年譜等の関係文献が新たに刊行された⁽²⁾。

これを機会にそれらの諸文献を中心として改めて林則徐の『畿輔水利議』について、若干の知見を加えたい。ただ『畿輔水利議』そのものについては、旧稿において見た以上に特

因みにそうした『畿輔水利議』に注目する所似は、先ず第一に林則徐は、アヘン戦争時における対英強硬政策によつて、民族的・愛国的英雄として高く評価されている。しかし、他方内治においても、彼はいわゆる経世官僚として、漕務・塩政・河工・水利等を中心として多方面にわたつてすぐれた業績を挙げていることが明らかにされている⁽³⁾。『畿輔水利議』はかかる彼の経世的見識と、その思想を伺う重要な手がかりと考えられるからである。

第二には、中国では宋代より元、明、清にわたつて、地域開発論としての畿輔あるいは華北における水利営田計画案が

数多提起されており⁽⁴⁾、林則徐の『畿輔水利議』はその系譜の一つに位置づけられるのみならず、さらに彼独自の国家的・民性的視点をも加味したすぐれた政治・経済思想を反映した重要な性格をもつものと考えられることである。最近試みられつつある地域研究としての、明・清代畿輔地域の経済開発⁽⁵⁾発展の解明⁽⁶⁾も、直接の関連はともかくこれらを一定の視野に入れるべきであろう。そうした意味で今後さらに検討を要する問題であると思われる。

二

林則徐は乾隆五十年（一七八五）八月三十日、福建侯官に生まれた。その「家貧」⁽⁶⁾とあるように、貧乏な田舎塾師の子であった。父は何回か受験した鄉試に合格できず、塾師として細々と生活を維持しながら、その望みを子に託して教育をした⁽⁷⁾。林則徐はこの父の望みに応えて、十四才で生員（秀才）、二十才で舉人となり、遂に、

嘉慶十六年辛未二月、林則徐第三次参加会試、四月二十七日、以殿試二甲第四名、朝考第五名、成進士、改庶吉士⁽⁸⁾、

なりエリート官僚としてスタートした。しかし、その十月下旬には休暇を願い出て、家族とともに郷里に帰っている。翌年の嘉慶十七年秋まで約一年間福州にいたが、十一月二十八日再び福州より上京し南京を経て、

嘉慶十八年五月、林則徐携妻子鄭淑卿、来到京師、寓蒲陽館、初九日、入翰林院、庶常館、任庶吉士⁽¹⁰⁾、

とあるように、嘉慶十八年五月に北京の翰林院庶常館に入り、庶吉士に任じている。

林則徐はそれ以来、嘉慶二十五年二月に江南道監察御史として、地方官に転出するまでの実質七年間を、小京官として北京に在り翰林院に勤務していたのである。その間、

他利用京師的豊富藏書、益究心經世学、雖居清秘、于六曹事例因革、用人行政之得失、綜核無遺⁽¹¹⁾、

とあり、

歴代文献、我朝掌故、吏臣必當通曉者、不可不孜孜留意、不特通于政事、即遇大考考查命題、偶涉不爲聾曠、不触忌諱、亦極有關係也⁽¹²⁾、

とあるように、彼は單に通例にしたがつて職務を処理するのではなく、その任務に最善をつくすために、自ら研究を怠らなかつた⁽¹³⁾。即ち宮中に所蔵されている豊富な典籍や文献を利

点から、六部における行政や人事等万般についての事例とその得失について研究を重ねてきた。

そうしたなかでも林則徐が特に重視したのは、

林則徐、在翰林院研讀中、史籍中筆、不絕書的漕運弊病、引起了他的注意、明清兩朝、定都北京、轉粟之南、這形成了国家根本、仰給東南的不利局面、清政府、每年從南方六省、征收几百万石漕糧、動用四五千隻帆船、由內河運、到通州糧倉、供京畿官吏和軍隊食用、于是、京倉一石之儲、常糜數石之費、循行即久、轉輸故自不靈、在征收和運輸漕糧的過程中、產生的問題也、越來越多、比較突出的問題、一是黃河治理不善、常常泛濫成災、……二是官吏貪污成風⁽¹⁴⁾、……

というように、史籍の中におびただしく見られる漕運に関する弊害の記事であつた。周知の如く明清兩朝では、國都を北京に置いて以来、江南の漕糧を運河を通じて北京に輸送する、いわゆる南糧北調体制は國家機構の根幹であつた。同時にこの体制の保持にとって、漕運制度は不可欠な装置^{II}手段にはかならなかつた。しかし、現実には漕運機構をめぐつてハード面とソフト面ともに問題が多かつた。

つまり、運河そのものの管理^{II}河工の財政負担もさることながら、河工をめぐる関係官僚、ならびに漕運の運営に関する

官僚らの需索が問題の核心であつた。⁽¹⁵⁾

因みにさきにもふれたように、林則徐が直接地方官僚として、江南において河工、漕運、水利等一連の行政に当るのは、嘉慶二十五年以後、就中道光初期のことであるが、すでに京官時代より、文献を通じて経世的関心からの問題の所在を深刻に認識していたのであつた。また一方では、

可能林則徐、在考中進士前、就対漕運問題、比較關注、他中進士後、嘉慶十八年、赴京任転時、就是沿大運河北上的、一路上他詳盡、記録了所經過的河閘名稱的、各閘之間的距離、這時他的意図、似乎在解決漕運問題、針對漕運弊端、林則徐仔細閱讀了、有關治河和漕運的資料⁽¹⁶⁾、

とある。これによれば、林則徐は進士に合格し京官となる以前に、すでに漕運について深い関心を持ち、問題の解決に方策をめぐらしていたと考えられる。彼は嘉慶十二年から会試に合格する十六年までの四年間、張師誠の幕友（地方官僚の個人秘書）を勤めた。その職務は公文書の作成であったが、福建巡撫張師誠の仕事ぶりを身近で観察しながら、清朝の諸制度やその実態、弊害等について、経世的視点からの考察を深めていったものであろう。⁽¹⁷⁾

そうしたなかで彼の漕運問題についての特別の注意が、嘉慶十八年上京の折の大運河利用において、実践的に精細な調

査となつて表れたものと考えられる。

このように、当面漕運に對して集約的に深められた林則徐の、経世官僚としての経験と認識は、すでに京官以前の幕友時代から培われたものであつたが、それが翰林院に入つてからすでに述べたように、貴重な典籍を通しての制度や政策に関する知識を深化させることによつて、益々見識と意欲を高め、自身の政策的現実化へ向わしめることになつたのである。^補ところで他方、林則徐のこうした経世濟民に向けての現実的関心と政策的意欲を一段とかきたて、強い動機づけとなつたのが天理教の乱であつた。

林則徐、密接關注着時局的發展、當時發生的事件、对他震動最大的、莫過于天理教大起義⁽¹⁸⁾、

在翰林院、不附会風雅、不喜社交、不屑于世浮沉、而是将目光轉向社會現實問題、民生問題、這是、天理教大起義、帶給他的啓示也、是他經世致用思想的一個飛躍⁽¹⁹⁾とある如く、彼の経世的意識をして、天理教の乱を契機としていかに社会的、民生的な現実へと飛躍せしめたかが注目される。

林則徐的思想、明顯的是打上了、當時的農民大起義的、深刻烙印、白蓮教和天理教起義的時候、林則徐正在北京、

他在日記里、詳細地抄錄、當時起義及失敗的狀況、及其態度、表明了這兩次的起義、他內心的衝擊程度、……林則徐畢竟、是地主階級の一員、當然看不到地主對農民的剝削、是農民起義根源、但他与那些赤裸裸主張、以武力鎮壓來、鞏固封建統治的官吏不同、他認為、只有足食安民、發展生產才能有益于國計民生⁽²⁰⁾、……

とあるように、林則徐の初期における政治思想の形成にとって、白蓮教の反乱から天理教の乱に至る民衆運動の展開が、決定的な影響をもたらし、そのよつて来る根源的な問題の解決、即ち「足食安民」へと向わしめることになつたのである。

周知の如く、嘉慶十八年秋に華北一体で發生した白蓮教の一派の天理教反乱の背景には、その年の前半、華北地方では大旱に見舞われたあと、一転して大雨が続き、直隸、河南、山東三省交界地域の天災による甚大な被害があつた。かゝる深刻な民生問題への対応こそが彼の経世濟民策の本質にほかならなかつた。

もちろん、林則徐にとつて、

林則徐也、從大清王朝、如此不堪一擊的混亂局面中、看出了晚清社會經濟衰落、政治腐敗、軍事無能等、種種弊端、所造成社會危機、……他深刻地意識到、如不設阻止、這種頹勢、勢必會一瀉千里、不可收拾⁽²¹⁾、

とあり、また、

天理教大起義、雖然失敗、但它席卷中原直搗清朝統治中樞的壯舉、沉重地打擊封建清朝⁽²²⁾、

とあるように、第一義的な問題はたゞ当面失敗に終わつたとはいへ、反乱によつてこうむつた清朝封建支配体制のダメージであり、社会経済、政治、軍事等の危機であつた。その体制的危機の回避こそが彼の最大の課題であつた。

しかし、林則徐は、

他関心時事、經常閱讀邸報、而敏銳的視察力、朝廷紛紛的議論、不能不打動的心坎、引起他的深思用什麼辦法、医治療瘻振興國家、上慰宸衷、下安百姓、使老朽的封建制度、從氣息奄々之中、恢復元氣呢、林則徐開始了、苦心的追求和摸索⁽²³⁾、

とく、生産力の安定に基づく足食安民を基盤とする国家体制の振興、つまり国計民生の実現を目指としたのであり、「邸報」などを通じて、社会的現実に対する独自の洞察と分析を行い、政策的対応に努力したのである。こうした態度こそが、彼の経世官僚としての面目を示すものにほかならない。

ともあれ、ここで

基于大旱大飢和天理教大起義、有直接的關係、林則徐特

別注意、到京畿一帶的農田水利問題⁽²⁵⁾、

とある如く、彼によつて当面の直接的課題として提起されたのが、京畿地域の農田水利問題であつた。

他把着眼点、落在畿輔民生問題上、從与民衆有着衣食之源的水利農田問題、入手研究探索、逐步形成了自己的觀点、并開始動筆写作北直水利書⁽²⁶⁾、

とあるように、彼の着眼点は天理教の乱によつて触発された、畿輔地方における民生安定のための農田水利の開発であつた。林則徐はその着想にしたがい、具体化のための資料蒐集をはじめるとともに、『畿輔水利議』の草稿である「北直水利書」の執筆に着手している。

他広法搜集元明以来、几十位作家、有關興修畿輔水利的奏疏和著述、查閱內閣收藏的清代檔案文件、認真思考前人提出的在京畿附近興修水利、種植水稻的意見、⁽²⁷⁾とあり、また、

北直水利書、初稿今不見、將此書改編、爲畿輔水利議、刻本所收資料看、清代康熙雍正乾隆三期、有關檔案、引用甚多、按當時条件、不可能從外省獲得、由此可以斷定、其寫作時間、始于京師時期⁽²⁸⁾、

とく、その資料は清代康熙・府正・乾隆期を中心とする内閣所藏の檔案類は勿論、廣く宋、元、明代にも遡る畿輔

地域の水利営田関係の奏疏や著作に及んでいる。⁽²⁹⁾

したがつて、「北直水利書」の著作の開始はそれらの資料利用が可能であつた京師時代とされるが、それも当初の嘉慶九年頃からと考えられる。⁽³⁰⁾

なおこれとは別に林則徐の畿輔水利についての意欲的な態度と関心は、

林則徐在京期間、可能写了、題王竹嶼都轉黃河歸棹圖詩、在這首詩中、林則徐頌揚王竹嶼治河時、由于聞君立河壠、暗酒優時泪、督役稽芻茭、廢食不假寢的辛勤經理、：同時又在詩中、熱誠地建議王竹嶼、應取上策探本原、補救特其次的治水方針、這正是林則徐後來、所写畿輔水利議中、治水本原論、最早的正式表露⁽³¹⁾、

とある如く、京官時代に王竹嶼の治水事業に対する情熱と努力を讃える作詩を行うと同時に、王竹嶼の治水方針をして本原的なものとして強く支持していることに、後に『畿輔水利議』として完成される所論の一斑が、すでに示されていると言ふ。因みに王竹嶼は安徽婺源の人で、乾隆四十六年の進士であるが、道光初には江南諸地域の同知や知府を歴任し、水利や河工に功績をあげた人物である。⁽³²⁾

以上のべてきたように、林則徐の問題意識は京官となる以前の幕友時代に芽生えており、翰林院に入つて間もなく發生

した天理教の乱によつて、一層現実的な対応への姿勢が強化され、系統的な資料蒐集が進められると同時に、具体的な提案内容が整備されていつたものと考えられる。したがつて「北直水利書」の内容は、嘉慶二十五年の地方官への転出後も、更に検討が加えられたと思われるが、その骨子はそれまでの京官時代に出来上がつていたのであろう。

さて林則徐は、江南道監察御史をスタートとして、その後江蘇淮海道、江蘇按察使、陝西按察使等を経て、道光七年十月から道光十年一月までの父の死去による服喪帰休の後、湖北、河南、江寧の布政使から河東河道總督に昇進し、道光十二年二月には遂に江蘇巡撫に栄達した。彼は京官時代の文献的、学問的知識の蓄積のうえに、この間における江南各地の、地方官僚としての行政経験から得た実務的見識を加え、かねてからの「北直水利書」の内容についても一層の精査と推稿が重ねられたものと考えられる。

江蘇巡撫当時の林則徐については、

他在江蘇巡撫任上、對農業漕務水利救災吏治各方面、都不憚煩勞、作出了成績、尤其注重提唱、新的農耕技術、推廣新農具、廣泛征詢改進農業技術的意見、他這些實踐活動中、認識到人力土地、水利和農業間的相互關係……林則徐的這種農耕思想、不同于歷代有些封建政治家、爲

維持封建主義基礎的農本思想、他是從改良農業經營、提高生產效率、以發展經濟、改善民生着眼的一種民本思想、這林則徐經濟思想中的重要組成部分⁽³³⁾、

とあり、あるいは、

林則徐、從維持封建統治階級的長遠利益出發、要求地方官吏、爲民敷肝腸、這和北直水利書中、表達的養民爲本思想、是一脈相承的⁽³⁴⁾、

ある如く、彼は廣汎な農業、漕運、水利、救荒、吏治等の行政に優れた手腕を發揮したが、特に農業技術の向上に積極的な努力を傾け、農業と水利との関係について一定の認識に達しており、それが華北就中畿輔地域の當田開發論に対しても大きな影響を与えた、実施への確信を高めることになったのではなかろうか⁽³⁵⁾。

こうした彼の政策的努力の背後にあつたものは、生産力の発展に基づく民生の改善、安定という一種の民本思想であり、「養民爲本」思想であったことが指摘されている。⁽³⁶⁾

ともあれ、林則徐は江蘇巡撫に就任した年の道光十二年六月に、

林則徐、在蘇州考課書院、識拔馮桂芬、委託編校北直水利書⁽³⁷⁾、

とあるように、當時蘇州の考課書院においてすでに官を退き、

後進のために講學を行つていた彼の門下生の馮桂芬⁽³⁸⁾に、北直水利書の編校を依頼している。また江蘇巡撫任内、由馮桂芬等門生協助、後來改編畿輔水利議一書⁽³⁹⁾、

ある如く、馮桂芬らの門生の協力によつて、その構想から數えると二十年余をかけて完成された北直水利書の最終的なチェックが行われたものと考えられる。

さらにその三年後には、

道光十五年、……十二月十一日、林則徐、請桂超万（丹盟）校勘北直水利書⁽⁴⁰⁾、

というように、林則徐は道光十五年末に信頼の厚い友人であつた桂超方に、その校勘を請うている。桂超万は直隸地方の河工、水利、農業を中心に行政全般に盡した廉謹な官僚であつたため、林則徐は自らの北直水利書に対する彼の率直な意見をもとめ、所論への自信を確認しようとしたのであろう。これに対し、

桂超万、対林的開発北方水利、種稻一事、有不同意見、提出宜豫籌者四項条件、以鄙見計之、以尚有豫籌者、溝洫井堰、工費繁浩、若待司農議款、恐格而不行、宜豫籌者一、坼郊如有曠土、無論在官在民、每歲穫麥之後、即種

秋糧、其時不能稍緩惟秋糧既收、二麥未種之時、稍有二三旬之暇、將俟此營之、則墾田無几、將隨時當之、則民食有妨、宜豫籌者二、農師必召南人、如以畝土開作官屯、即使爲世佃亦可、否則作何安插？抑或募玉田、磁州等處、種稻之農、風土略同、往來校便、宜豫籌者三、天下事非權不行、以天使督理營田、權不謂輕、而要莫重于封疆、内外協諧、措画自宜、万一各持意見、不免阻撓、雍正間營田、至七十頃、至怡賢親王身後、以朱交端賢相、而渙号不行于牧令、致棄前功、乾隆中、再次營田、亦以督臣奏南北風氣、不能強同中止、事前有明証矣、窃謂必得首岳之任、寬以歲月、使州縣各營其地、或勸民自營、或借勞爲當、或募富戶代當、無欽差供億之煩、則事不擾、有黜陟勸威之責、則功必成、豫籌者四……

北直水利書の校勘を依頼した桂超万から、以上のような見解と指摘を受けた林則徐は、
　　：文忠、初銳意以爲己任、閱此裏深然之、因未奏請⁽⁴⁴⁾、
　　とあるように彼の言に思いを深くするとともに、一時的にせよかねてからうかがっていたその奏請の時期を躊躇せざるをえなかつた。しかし、

桂超万は林則徐の畿輔水利營田論について、これを否定したわけではないが、一定の批判的見解を示し、その実現のために必要不可欠と思われる四つの具体的・現実的な前提条件を提示している。即ち第一は井堰・溝洫等の水利施設の開発に要する多額の費用をどう確保するか、第二に荒れ地の開墾¹¹・水田化に要する労働力によって、日常的な農業生産活動が制約され、民食の確保が困難になるのではという心配、第三には墾田計画の推進のために必要な、水田農業に習熟した

技術的指導者の受け入れをどうするかという問題であり、第四は全体としての計画の実行には強力な権力による統一的指導性が不可欠であることを指摘している。つまり、その人材の適用の重要性を強調しているのである。桂超万は畿輔地方において、八年間の行政経験を持っていた関係上、当地の當田についても熟知しており、要するに技術的には水源の確保と、水流の疎通が稻田開発のキー・ポイントであることを指摘しているのである。⁽⁴⁵⁾

道光十八年戊戌、……十月、林則徐、奉命離任入覲、十

一月、林則徐抵京、自十一日、至十八日、連續召見八次、十五日第五次召見時、奉派爲欽差大臣、林則徐面奏、有关直隸水利事宜十二條、即畿輔水利議內容、十一月、林則徐離京赴粵⁽⁴⁶⁾、

とある。即ち道光十八年（一八三八）、アヘン問題をめぐる中國とイギリスとの関係は、愈々緊迫を極め、清朝はアヘン密貿易に対する強硬方針を決定し、十一月に至り林則徐は欽差大臣に任せられた。第五次の道光帝に謁見の時、この機会を逃してはと意を決し、永年の構想である畿輔地域の水利當田計画案を、「直隸水利事宜」十二条として面奏している。

しかし、当時直隸總督であつた琦善⁽⁴⁷⁾は、林則徐の提議を越権行為としてこれに強く反対したと云う。この計画がもし採用されたならば、琦善は云う迄もなく、漕運関係の官僚や運

軍、水手等の保守的な関係者に重大な影響を及ぼすことになつたからである。翌年道光十九年十一月、広州に派遣された後にも、この計画案を上奏したが、結局裁可されなかつた。⁽⁴⁸⁾ところで、林則徐によつて作成された「北直水利書」⁽⁴⁹⁾、「直隸水利事宜」十二条は、

宣宗皇帝、密詢以漕運利弊、則徐疏陳四条、一本原、一補救、一補救外之補救、一本原中之本原、其言本原中之本原、則開畿輔水利也、循此本伝、林則徐、當于道光十

八年、奉命入覲時、面陳直隸水利事宜、而写成書面入奏⁽⁴⁹⁾、とあり、

則徐、才識過人、而待人虛衷、人樂爲用、所蒞治績、皆卓越、道光之季、東南困於漕運、宣宗密詢利弊、疏陳補救本原諸策、上畿輔水利議、文宗、欲命籌辦、而未果、⁽⁵⁰⁾とあるように、本来彼自身の発想によるものであることは云う迄もないが、一方では道光帝の信頼の厚かつた林則徐が、漕運制度の利害についての帝の密詢に対する回答⁽⁵¹⁾、「本原中の本原」つまり抜本的な対策として献策されたものであつた。それは咸豐帝によつても基本的に支持されていたと考えられるが、現実に政策化されなかつたのは、さきにものべた如く、いかに保守的な関係官僚による縛張り的な意識による抵抗と阻止が強かつたかが明らかであろう。

也主張、在河北廣開水田種稻、就地供應京師糧食、從而停止漕運、這個大胆的計画、不用說阻力之大、就是當時他的地位、也是無法實現的、可是他始終未放棄這個計画、⁽⁵¹⁾とあるのによれば、林則徐の提議そのものが排除すべき困難が予想される大胆な構想によるものであつただけに、その抵抗も強かつたのであり、当時の伝統的、王朝的な行政官僚体制のなかにおいて、たとえ皇帝の支持があつたとしても、彼の力をもつてしては、その実現への客觀的可能性はなかつた

のである。しかし、彼自身もその事は十分承知していたのであつたが、漕運制度の抜本的改革としての畿輔地域の水利當田計画については、終始政策的妥当性を確信し、実現への意欲と情熱を失わなかつたのである。

三

上節において見たように、林則徐の再三にわたる提議にも拘わらず、それ自体のもつ一定の限界性もさることながら、さらに周囲の客觀情勢からも政策として実現することは困難であつた。しかし、その提議の内容は、

林則徐、……曾面奏、有閑直隸水利事宜十二条、今存林則徐所蓄畿輔水利議十二篇、光緒丙子、三山林氏刻本⁽⁵²⁾、とある如く、清末光緒二年（一八七六）、彼の郷里福建において、林氏の手によって世に出された。本書は、畿輔水利議一書、這林則徐、一生唯一的專著、也是研究林則徐經濟思想的重要文献⁽⁵³⁾、

というように、彼のほゞ唯一の專著と見なされ、彼の經濟思想を研究する上で重要な文献とされている。

本書の内容についてはすでに旧稿において明らかにしたのでそれにゆづるが、あえて若干の重複を恐れず、改めて簡潔

に補足的考察を加えておきたい。『畿輔水利議』は、

全書分十二部分、即十二条、每条意見、均是在吸收参考、前人主張的基礎上提出的、這十二条主要内容有、(1)開治水田、有益國計民生、…(2)直隸土性宜稻、有水皆可成田、

…(3)歷代開治水田成效考、…(4)勸課獎励、…(5)緩科輕則、…(6)禁擾累破浮議懲阻撓、…(7)改進農業技術和水利施設⁽⁵⁴⁾

…とあるように、全十二条から成つてゐるが、その要点

は七つに集約されている。「開渠以通蓄泄、築堤以備旱澇」という水利施設の改善や、農業技術の改良を通じて、直隸地域の旱田をして水田化をはかることにより、農業生産力の拡大を実現しようとするものであつた。こうした彼の意図は、

它的具体目標、雖然是爲了南漕折征、北米充漕、但強烈表現了、他的改善思想与養民裕國的進歩主張⁽⁵⁵⁾、

とある如く、増大した北米生産をもつて從来の南漕米に充て、弊害の多い漕運制度を停止し、最終的に南糧北調体制を發展的に解消できることを確信していたのである。この方策はまた同時に、「養民裕國」のための彼の積極的な進歩的改革思想に支えられていたのであった⁽⁵⁶⁾。そうした進歩的改革思想の一つとして、

明西洋熊三抜、泰西水法龍尾東者、……用力少而得水多、若有水之地、悉皆用之、窺計人力、可以半省、天災可以

半免、歲入可以倍多⁽⁵⁸⁾、

というように、明代の徐光啓の「農政全書」において紹介されている。ウルシス（熊三抜）らが伝えたヨーロッパの水利技術の利用も挙げられる。

ともあれ、ここで最後に、林則徐の『畿輔水利議』のもつ歴史的意義についてふれておくことにしよう。

關於畿輔水利問題、林則徐主張、興修京津一帶洼地水利、增加稻米生產、以代替糜費与弊端極大之漕運、從改革漕運弊端一點來說、他的主張、還有進步的意義⁽⁵⁹⁾、

とあり、

これを示すものであろう（一〇〇〇年六月五日）。

北直水利書的中心思想、不僅僅局限、在治漕問題上、而是應行屯田、因為治漕、只能解決南糧北運問題、而屯田即能緩和南糧北運的矛盾、又能使京畿地区的供給得到保證、從而根絕漕運弊端⁽⁶⁰⁾、

とあるように、畿輔地域の農田水利開発と農業生産力の発展によつて、すでに制度的疲労によつて限界に達していた、清朝の伝統的国家的物流システム＝南糧北調体制の抜本的改革を目指したものであつた。かゝる林則徐の政策的構想の背後にあつたのは、積極的な合理主義的改革思想であり、國計民生をモットーとする経世済民思想にほかならなかつた。

なおこうした彼の計画は、

註

(1) 『中国水利史研究』、第七号。

(2) 林慶元著『林則徐評伝』（河南教育出版社、一九九〇）、楊國楨著『林則徐傳』増訂本（人民出版社、一九九五）、薛桂芬著『晚清巨匠林則徐』（哈爾濱出版社、一九九六）、來新夏編『林則徐年譜新編』（南開大學出版社、一九九七）、なお日本においても、井上裕正著『林則徐』（白帝社、一九九四）、堀川哲男『林則徐－清末の官僚とアヘン戦争－』（中公文庫、一九九七）などの専著が公にされている。

(3) 大谷敏夫著『清代政治思想史研究』（汲古書院、一九九二）、第二部第一章、同著『清代政治思想と阿片戦争』（同朋舎出版、一九九五）、第三章第二節参照。

這個頗爲大胆的改革計劃、企圖以直隸爲試點、待取得成功、再推廣到北方各省、過到家人足、林則徐敢于改革、勇于与大自然斗争的精神、貫穿于他日後的政治活動中、成爲他後來、在江浙、新疆、進行興利除弊的思想基礎⁽⁶¹⁾、

- (4) 拙稿「清代畿輔地域の水利當田政策」(『社会文化史学』、第十八号)。中国水利電科学研究院「中国水利史稿」編寫組『中国水利史稿』下冊(水利電力出版社、一九八九)、第十章第三節「黃淮海流域的農田水利成就」のなかで、明・清時代における畿輔地域の水利當田をめぐる論争が紹介されている。
- (5) 黨武彦「清中期直隸省における地域經濟と行政—永定河治水を中心として—」(川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』、中国書店、一九九三)、同「明清期畿輔水利論の位相」(『東大東洋文化研究所紀要』一二五号)、田口宏二「明末畿輔地域における水利開発事業について—徐貞明と滹沱河河工—」(『史學雜誌』、第一〇六編大六号)、同「明代畿輔農業經濟と米穀流通」(『明代史研究』二八号)、山本進「清代直隸の地域經濟と李鴻章の直隸統治」(『名古屋大学東洋史研究報告』二四号)等。
- (6) 林慶元著『林則徐評伝』、附録、林則徐生平大事年表。
- (7) 波多野善大著『近代中国の人物群像』(汲古書院、平成十一年)、「林則徐のパーソナリティー」、十二頁。
- (8) 『清史稿』、卷十六、仁宗本紀。
- (9) 楊國楨著『林則徐伝』(増訂本以下省略)、林則徐生平大事年表。
- (10) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯。
- (11) 楊國楨著『林則徐伝』、第二章、京師七年。
- (12) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯。
- (13) 波多野善大著『近代中国の人物群像』、1「林則徐のパーソナリティー」、五頁。
- (14) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯。
- (15) 井上裕正著『林則徐』、第三章。経世官僚。
- (16) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯。
- (17) 井上裕正著『林則徐』、第一章、官僚への道。
- (20) 林慶元著『林則徐評伝』、第一章第二節、林則徐早期の政治理想、一
林則徐早期政治思想形成。
- (21) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯。
- (22) 楊國楨著『林則徐伝』、第二章、京師七年。
- (23) 右に同じ。
- (24) 中国の官報の一種で京報ともよばれる。毎日内閣から発表される上奏、上諭等を抄録し、地方官庁に発送した。
- (25) 楊國楨著『林則徐伝』、第二章、京師七年。
- (26) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯。
- (27) 楊國楨著『林則徐伝』、第二章、京師七年。
- (28) 右に同じ。
- (29) 拙稿「清代畿輔地域の水利當田政策」(『社会文化史学』第十八号)。黨武彦「明清朝期畿輔水利論の位相」(『東大東洋文化研究所紀要』第一二五号)。
- (30) 楊國楨著『林則徐伝』、「林則徐生平大事年表」の一八一四年(嘉慶十九年甲戌)三十歳の条によれば、「……開始注意探求畿輔水利問題、醸写作北直水利書」とある。また薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯、二京官任職期間の作品「北直水利書」。
- (31) 来新夏編著『林則徐年譜新編』、年譜、道光十年(庚寅、一八三〇年)の条。

- 署嘉興知府、遷玉環廟同知、會浙西大水、江浙兩省議合治、調鳳生乍浦同知、勘水道、及由天目山歷湖州、嘉興、沿太湖以達松江計画甫就、事未行、值淮南高堰潰決、江南大吏疏調鳳生赴南河、未幾、擢河南歸德知府、濬虞城、夏邑、永城三縣溝渠、尋擢彰衛懷道、道屬河工五廳、歲修廢費春秋防汛、虛應故事、鳳生力矯積習、事必躬親、以歲修有定例、另案無定例、在任三年、力刪另案以杜弊」。
- (33) 来新夏編著『林則徐年譜新編』、林則徐傳論。
- (34) 楊國楨著『林則徐』、第二章、京師七年。
- (35) 「林則徐早期活動、遍及江浙、山東、陝西、湖北、每到一處、必体察民情、事必躬親、以使民隱上達、社會實踐（個人對社會的實踐）、使他思想、具有鮮明人民性、一八一九年五月二十八日、林則徐途經裕州、遇雨河水暴漲、幸有村民扶輿助他過河、這種實踐、使他体会到貧苦人民、勞苦竟日償百錢、生活的艱辛、對日後民本思想的形成、有一定連系、……一八三一年、江蘇發生了大水災、林則徐、親自乘舟視察、所經之桃源、寶應、高郵、甘泉、江都、皆係被水較重之區、臣沿途查勘、民田盧舍、尚在巨浸之中、這種認識、對林則徐、同情百姓疾苦思想形成、並非無關緊要、……民力愈見拮据的結論、他關於百姓對國家財政的估計、是建立立在實際調查的基礎上的、這就是民本思想的認識基礎」（林慶元著『林則徐評伝』、第一章第二節、一林則徐早期政治思想的形成）。
- (36) 右に同じ。
- (37) 来新夏編著『林則徐年譜新編』、附錄三、大事索引年表。
- (38) 「馮桂芬、字林一、號景亭、吳縣人、……桂芬少工呂駢體文、中年後乃肆力古文辭、於書無所不窺、尤留意天文、地輿、兵刑、鹽鐵、河漕諸政、……桂芬、性活潑、服官僅十年、然家居遇事奮發、不避勞怨、凡濬河、建學、積穀諸舉、條議皆出其手、先後主講金陵、上海、蘇州諸書院、與後進論學、听夕忘倦……」（《清史稿》卷四百八十六、列傳二百七十三）。
- (39) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯。
- (40) 来新夏編著『林則徐年譜新編』、年譜、道光十五年乙未（一八三五）の条。
- (41) 『清史稿』、卷四百七十八、列傳二百六十五、『桂超萬、字丹盟、安徽貴池人、道光十二年進士、以知縣發江蘇、署陽湖四十日、巡撫林則徐賢之、……十六年、服闋、授直隸欒城、捕盜不分畛域、每於隣邑交界處破賊巢、盜風息、濬洨河、金水河及城河、通溝洫、平道路、水潦無患、限紳戶免役、不得過三十畝、免累民、勸樹畜、修井糞田、種薯芋以備荒、復書院設義塾、化導鄉民、習異教者、多改行、……』
- (42) 来新夏編著『林則徐年譜新編』、年譜、道光十五年乙未（一八三五）の条。
- (43) 右に同じ。
- (44) 右に同じ。
- (45) 『皇朝經世文統編』、卷九三、工政六、馮桂芬「興水利議」。
- (46) 来新夏編著『林則徐年譜新編』、附錄、大事索引年表。
- (47) 「琦善、……道光五年、京察、詔嘉其明幹有爲、能任勞怨、加總督銜、尋擢兩江總督、兼署漕運總督、……九年、擢四川總督、十一年、調直隸、十六年、協辦大學士、十八年、拜文淵閣大學士、仍留總督任……」（《清史稿》、卷三百七十、列傳一百五十七）。
- (48) 井上裕正著『林則徐』、第二章、經世官僚。
- (49) 来新夏編著『林則徐年譜新編』、年譜、道光十八年戊戌（一八三八）の条。
- (50) 『清史稿』、卷三百六十九、列傳百五十六。
- (51) 林慶元著『林則徐評伝』、第一章、第三節、林則徐早期的經濟思想和改革活動。
- (52) 来新夏編著『林則徐年譜新編』、年譜、道光十八年戊戌（一八三八）の条。

(53) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章七年京官生涯。

(54) 林慶元著『林則徐評伝』、第一章、第三節、林則徐早期の経済思想和改革活動。

(55) 右に同じ。

(56) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯、二京官任職期間的作品「北直水利書」。中国水利水電科学研究院「中国水利史稿」编写組『中国水利史稿』下冊、第十三章第三節「閔予畿輔水利當田的爭論」によれば、「道光年間林則徐編輯『畿輔水利議』」：他認為北方少稻田、是因為農民、不清楚稻田的收益巨大、而不是北方不適合稻種、即使天時不利、也可依仗人力補救、并提出了系列在北方發展水田的行政措施和經濟措施」とある。克服すべき自然条件の困難を承知しながらも、農民に対する行政的経済的な指導と措置によってその実現の可能性を信じていた。

(57) 右に同じ。

(58) 右に同じ。

(59) 來新夏編著『林則徐年譜新編』、年譜、道光十八年戊戌（一八三八）の条。

(60) 薛桂芬著『晚清巨人伝林則徐』、第三章、七年京官生涯。

(61) 林慶元著『林則徐評伝』、第一章、第三節、林則徐早期の経済思想和改革活動。

(62) 拙稿「林則徐の『畿輔水利議』について」（『中国水利史研究』、第七号）、任伊臨著『調戍新疆の林則徐』（新疆人民出版社、一九九九）參照。